

1. 策定の趣旨

○個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しており、既存の社会福祉制度だけでは支援が困難となっている。
 ○課題を抱える県民に寄り添い伴走することを基本に、包括的な相談支援を実施するとともに、地域の多様な主体の協働による地域力強化、多様な支援に資する社会資源の創出に取り組む。

2. 計画期間

○令和4年度から令和8年度の5年間の計画（アクションプログラムの取組状況の定期的な把握と中間見直しを行う）

3. 位置づけ

○社会福祉法第108条(努力規定)
 福祉の各分野における共通事項を定める上位計画。市町村の地域福祉推進のための取組を支援する市町村支援計画。
 ○奈良県においては、県が自らも主体的に取り組む県域の地域福祉計画。

4. 計画の概要

■ 基本理念

条例の理念を踏まえ、

「全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。」とする。

■ 基本的な考え方

地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなげるとともに、共生のまちづくりに取り組む

□ 地域住民の困りごとを適切な支援につなぐ仕組み

課題を抱える地域住民に寄り添い伴走することを基本に、①～③の仕組みを構築。

- ① 地域住民の困りごとを訪問等により積極的に把握し、世帯単位で包括的に受け止める。
- ② 本人やその世帯が抱える課題を見極め、支援方策の検討を行い、支援機関等へつなぐ。
- ③ 福祉制度の利用につなぐほか、伴走支援や地域での見守り等によりつながり続けることや、地域での居場所づくりも含めた支援を行う。

■ 施策体系

1. 包括的な支援体制の整備

2. 「支え合い」活動の推進

3. 多様な福祉の担い手づくり

4. 地域福祉を推進する環境の整備

複雑・多様化する課題を抱える人・世帯に対して包括的な相談支援を実施するとともに、アウトリーチ等を通じた課題の把握、多機関が連携する仕組みの構築や地域力の強化、多様な支援に資する社会資源の創出、地域の課題解決に資する人材の育成と活用に取り組む。

5. 第4期「奈良県地域福祉計画」のアクションプログラム

施策の柱	施策の方向性	施策の展開	主な取組
1 包括的な支援体制の整備	(1)地域の人々を支える支援体制の充実強化 あらゆる資源や主体が連携・協働し、多様な支援を提供する包括的な支援体制を整備	新 ① 包括的な相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住民の困りごとを包括的に把握し、多機関が協働して適切な支援につなげる仕組みの構築を市町村と連携・協働して実施する。 包括的な支援体制整備に取り組む市町村のニーズに合わせた個別支援を実施する。 支援を必要とする人を早期に支援につなげる重層的な見守りネットワークの構築を推進する。
		② 生活困窮者自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の自立相談や就労支援、家計改善支援などに一体的実施の促進に取り組む。 ひきこもりに関する正しい理解と相談窓口の認知度を高め、市町村や多機関と連携しながら支援体制を強化する。
		③ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭や生活困窮家庭などに対し、子育て・生活支援や就労支援等を実施する。 子どもが安心して集える地域の居場所づくりをめざし、こども食堂の設置や多機能化への支援やネットワークづくりを進める。
		新 ④ 居住に課題を抱える人への支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県居住支援協議会等の活用による行政と不動産関連団体や居住支援関連団体の連携強化等により、住宅確保要配慮者への支援を充実させる。
		⑤ 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度、日常生活自立支援事業等の推進により意思決定に課題を抱える人への支援に取り組む。 高齢者・障害のある人等の尊厳確保のため、虐待防止や権利擁護に取り組む。
		⑥ 更生支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人かがやきホームにおける取組を通じ、厚生支援についての県民等の理解促進に取り組む。 罪を犯した人等の円滑な社会復帰に必要な福祉的支援の強化に取り組む。
		⑦ 自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防のため、心の健康に関する情報提供や、ゲートキーパーの養成等相談・支援体制の構築に取り組む。
	(2)市町村地域福祉計画の策定支援 包括的な支援体制の整備を含む地域福祉を総合的に推進するため、市町村の計画の策定を支援	① 市町村地域福祉計画の策定支援	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制の整備を促進するため、地域福祉を総合的に推進する柱となる「市町村地域福祉計画」の策定を行う市町村への個別支援を実施する。
2 「支え合い」活動の推進	(1)地域共生の仕組みづくり 地域のつながりを再構築するため、住民ひとり一人が地域の一員として互いに支え合うための取組を推進	① 住民主体の課題解決に向けた取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動の支援等を通じ、地域の生活課題を住民等が自らの課題として捉え、解決を試みる体制づくりに取り組む。
		② 生活支援サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターの活動の充実を図るため、市町村職員の地域マネジメント力向上に向けた支援を行うとともに、フォローアップ研修の実施や連絡会の開催支援を実施する。 障害福祉サービス等の量的確保に向けた施設・整備に対する支援や支援内容の充実のための情報提供等を実施する。
		③ 元気高齢者の地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域での交流活動を推進するとともに、高齢者がこれまでに培った知識や経験を活かして地域を支える役割を担い、生涯を通じて活躍出来る機会づくりを推進する。
		④ 地域における子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援員等の研修や、なら子育て応援団の登録促進を行い、地域における子育て支援を充実させる。
		新 ⑤ 防災に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯・防災リーダー養成研修の実施等により、平常時より災害発生に備えた地域の防災力の強化に取り組む。 市町村における避難行動要支援者名簿の定期的な更新や個別避難計画の作成を支援する。
		⑥ 社会福祉法人の地域貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の広域的なネットワークによるノウハウの蓄積とともに、多様な主体との協働の場づくりに取り組む。

施策の柱		施策の方向性	施策の展開	主な取組
（1） 包括的な支援体制の整備	3 多様な福祉の担い手づくり	(1)地域福祉を推進する 人材の育成・組織づくり 地域福祉への住民の参画を促進するため、地域福祉活動を実践する人材・組織及び地域福祉活動を牽引する専門職を育成	① 民生委員・児童委員活動への支援	・市町村や県民生児童委員連合会と連携し、資質向上を目的とした研修の充実強化や、担い手の確保に取り組む。
		(2)福祉・介護人材の確保・定着 多様な人材の参入促進、資質向上、定着促進の取組を強化	② コミュニティ・ソーシャルワーカーの活動の充実	・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等を活用した住民主体の課題解決に向けた体制・地域づくりに取り組む市町村を支援する。 ・CSWの養成と活用方策の検討に取り組む。
			③ 住民等による見守り支え合う体制づくり	・認知症サポーターの養成及びまほろば「あいサポート運動」を引き続き実施し、地域の住民同士で支え合い、見守る体制づくりを推進する。 ・地域の集いの場としてのこども食堂の多機能化を推進する。
			④ NPO、ボランティア活動への参加促進	・県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の支援や推進に取り組むとともに、災害ボランティアの養成や企業等からの寄附金による基金を活用しての支援に取り組む。
	4 地域福祉を推進する環境の整備	(1)福祉サービスの質の向上 適切な福祉サービスを提供するための体制を整備	① 福祉サービス第三者評価の受審促進	・施設等のサービスの質の向上や利用者の良質な福祉サービスの選択の支援として行う福祉サービス第三者評価について、制度の周知や事業者への受審の働きかけを行う。
			② 福祉サービス利用者保護の充実	・適切な苦情解決が図れるよう、第三者委員の設置を促進し、各事業所における苦情処理システムの更なる充実に取り組む。
		(2)全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進 住民の多様な背景への理解促進により、地域で支え合う体制を充実強化	新 ① 人権を尊重した地域づくりの推進	・県民や企業、県及び市町村職員に対し、様々な場や機会を通じて幅広い広報活動を推進する。 ・「なら人権相談ネットワーク」などの相談・支援機関の連携強化、相談機能の充実を図る。
			② 障害を理由とする差別の解消の推進	・「奈良県障害がある人もない人も暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組む。
			新 ③ 福祉教育の充実	・社会教育実践講座の実施等を通じて、家庭や地域において、社会教育を推進する人材の育成や確保を推進する。 ・学校教育において、地域の課題への関心を高めるとともに、体験学習や課題解決型学習等を実施する。
			新 ④ 国際化への対応	・「奈良県外国人総合相談窓口」において、多言語での相談対応や各種情報提供を実施する。 ・災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修や、行政職員を対象とした在住外国人対応に関する研修を実施する。
	⑤ バリアフリーの推進	・行動の障壁を取り除き誰も生活しやすい地域を実現するため、公共交通機関等のバリアフリー化を進める。 ・「心のバリアフリー」の実践が広がるよう周知・啓発を行う。		